

議員提出議案第10号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成29年9月25日 提出

提出者	琴浦町議会議員	小椋	正和	秋子
賛成者	同	澤田	豊	勝子
	同	塚藤	登	範治
	同	新語	正賢	
	同	桑本	高	
	同	大平		

平成29年 月 日

琴浦町議会議長 手嶋正巳

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を はかるための 2018 年度政府予算に係る意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっている。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠くことはできない。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれでは、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようするために、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 25 日

鳥取県東伯郡琴浦町議会